

任意継続被保険者制度のご案内

退職すると翌日から健康保険の被保険者の資格を自動的に失いますが、一定の条件を満たしていれば、退職日翌日より最長 2 年間、継続して当健康保険組合の被保険者となれるしくみがあります。これを「任意継続被保険者制度」といいます。

【1. 加入条件】

次の全ての要件を満たしている必要があります。

- * 退職日まで継続して 2 カ月以上被保険者であったこと
- * 資格喪失日（退職日の翌日）より 20 日以内に任意継続被保険者となる申請をすること

【2. 在籍時加入の被保険者との違い】

		在職時	任意継続保険
保険料負担		会社と被保険者で折半 (介護保険料は 1.785%分の 0.825%を負担)	会社負担はなく、全額自己負担 (納付にかかる手数料もご本人負担となります)
保険料の納付		給与から控除され 会社から健保組合に納付	被保険者本人が健保組合に納付
被保険者期間		退職等により資格喪失するまで	任意継続保険資格取得日から最長 2 年
保険 の 給 付	各種給付金	給付あり	在籍中と同様に給付あり
	傷病手当金	給付あり	任継加入後に発生する新たな給付は無 (退職日以前から給付を受けている、または受給要件を満たしている場合は有)
	出産手当金		

【3. 保険料の算定方法】

* 保険料/月・・・①標準報酬月額 × ②保険料率

①標準報酬月額・・・以下のうち、いずれか低い金額となります。

(a) 退職時の標準報酬月額

(b) リゾートトラスト健康保険組合の平均標準報酬月額（令和 7 年度：34 万円）

②保険料率・・・健康保険料率 9.796%

介護保険料率（40～64 歳）1.785%

	徴収対象者	保険料算出の計算式
健康保険料	任継被保険者全員	標準報酬月額×9.796%
介護保険料	40～65 歳未満の任継被保険者	標準報酬月額×1.785%

※上記平均標準報酬月額、保険料率は毎年 4 月に見直しがあります。変更がない場合は、2 年間固定となりますが、期間の途中で介護保険被保険者の資格取得・喪失がある場合は、その分請求額が変わります。年に一度健保より書面にて次年度保険料について案内致します。

【4. 保険料納付方法】 ※詳細は「任意継続保険料納付方法について」をご参照ください。

1. 月納（自動振替）・・・みずほ銀行のお口座を登録いただくと毎月末に翌月保険料を自動引落とし致します。
2. 月納（都度）・・・毎月納付期限までにご自身にてお振込みをいただきます。
3. 前納・・・半年（4月～9月、10月～翌3月）もしくは1年（4月～翌3月）で一括にて納付いただきます。

【5. 加入手続きの流れ】

- ① 「任意継続被保険者資格取得申出書」に必要事項をご記入後、当健保組合まで直接郵送ください。（退職日の翌日より20日以内にお願ひ致します）
- ② 退職日を過ぎましたら、速やかにお手元の保険証を勤務先にご返却ください。
- ③ 事業主より退職手続きの書類（保険証も含む）が当健保組合に届きましたら、任意継続保険料についてのご案内を送付させていただきます。
- ④ 納付額、納付期限をご確認の上、保険料をお振込み願います。
- ⑤ 新たに任意継続の保険証を発行の上、ご自宅へ発送させていただきます。

【6. 資格喪失条件】

任意継続被保険者は、次の理由以外による喪失は認められません。（健康保険法第38条）

- * 任意継続ご加入の日より2年を経過したとき（加入期間満了）
- * 就職して健康保険、協会けんぽ、共済組合、船員保険等の被保険者資格を取得したとき
- * 保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- * 死亡したとき
- * 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
- * 被保険者より脱退の申し出があったとき

【7. ご注意】

加入後2年間は、国民健康保険に入りたい、家族の被扶養者になりたいなどの理由では脱退することができませんでしたが、令和4年1月からはご本人からの申し出により脱退することが可能となりました。（喪失申出書を健保組合で受理した月の翌月1日付で喪失となります）
また、一旦任意継続の資格を喪失されましたら、再度加入はできませんのでご注意ください。

《お問合せ先》
リゾートトラスト健康保険組合
〒460-0008
名古屋市中区栄2-6-1 RT 白川ビル 3F
TEL : 052-300-8728